

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成15年岩手県規則第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給食の開始の届出)</p> <p>第2条 法第20条第1項の規定による届出は、特定給食施設開始届(様式第1号)を所管保健所長に提出してするものとする。</p> <p>(給食の変更の届出)</p> <p>第3条 法第20条第2項前段の規定による届出は、特定給食施設変更届(様式第2号)を所管保健所長に提出してするものとする。</p> <p>(給食の休止等の届出)</p> <p>第4条 法第20条第2項後段の規定による届出は、特定給食施設休止(廃止)届(様式第3号)を所管保健所長に提出してするものとする。</p> <p>(特定給食施設栄養管理状況報告書等の提出)</p> <p>第5条 法第20条第1項の特定給食施設の管理者は、毎年6月に実施した給食について、特定給食施設栄養管理状況報告書(様式第4号)を作成し、給食従事者名簿(様式第5号)を添えて、翌月の20日までに所管保健所長に提出しなければならない。</p>	<p>(給食の開始の届出)</p> <p>第2条 法第20条第1項の規定による届出は、<u>別に定める様式による</u>特定給食施設開始届を所管保健所長に提出してするものとする。</p> <p>(給食の変更の届出)</p> <p>第3条 法第20条第2項前段の規定による届出は、<u>別に定める様式による</u>特定給食施設変更届を所管保健所長に提出してするものとする。</p> <p>(給食の休止等の届出)</p> <p>第4条 法第20条第2項後段の規定による届出は、<u>別に定める様式による</u>特定給食施設休止(廃止)届を所管保健所長に提出してするものとする。</p> <p>(特定給食施設栄養管理状況報告書の提出)</p> <p>第5条 法第20条第1項の特定給食施設の管理者は、毎年6月に実施した給食について、<u>次に掲げる事項を記載した別に定める様式による</u>特定給食施設栄養管理状況報告書を作成し、翌月の20日までに所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>特定給食施設の名称、所在地及び管理者の氏名</u></p> <p>(2) <u>当該特定給食施設における栄養管理の体制</u></p> <p>(3) <u>当該特定給食施設(知事が別に定める施設を除く。)</u> <u>において食事を提供する対象となる者の身体の状況</u></p> <p>(4) <u>当該特定給食施設において提供した食事の熱量及び栄養素の量</u></p> <p>(5) <u>当該特定給食施設において提供した食事の品質管理の方法</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、当該特定給食施設の運営に関する事項</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の健康増進法施行細則の規定による別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届等について適用し、同日前に提出した届等については、なお従前の例による。